

福岡市保健福祉総合計画(案)の概要

目次

第1編 序論

第1部 計画の策定にあたって

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 計画の策定根拠と計画期間
- 第3章 計画の位置づけ

第2部 計画策定の背景

- 第1章 国と福岡市の動向
- 第2章 市民の意識
- 第3章 前計画の振り返り

第2編 総論

第1部 計画がめざすもの

- 第1章 計画の基本理念
- 第2章 10年後のあるべき姿(2025年を見据えた目標像)
- 第3章 政策転換(新たな発想による政策の推進)

第2部 政策転換による基本的方針

- 第1章 施策の方向性
- 第2章 担い手の役割
- 第3章 主要な成果指標

第3編 各論

第1部 健康・医療分野

第2部 地域分野(地域福祉計画を含む)

第3部 高齢者分野(老人福祉計画を含む)

第4部 障がい者分野(障害者計画を含む)

第4編 計画の推進方策

第1部 計画の進行管理と方法

第2部 重点施策と成果指標一覧

第1編 序論

- 計画策定の前提となる根拠法や計画期間などのほか、計画策定の背景として、全国的な人口減少問題や社会保障制度改革などの動向、福岡市の高齢者数・障がい者数の推移など保健福祉関連の各種データ、福岡市の財政状況等を記載します。

第2編 総論

- 本計画の基本理念と基本理念を踏まえた近い将来の具体的な目標像として、新たに「10年後のあるべき姿^{※1}」を示すとともに、あるべき姿を実現するために取り組む「政策転換^{※2}」の考え方を示します。
- また、政策転換を行い、推進する施策の方向性を「3つの方向性^{※3}」として定め、本計画で推進する代表的な「推進施策^{※4}」を掲げます。

※1 「10年後のあるべき姿」(P47)

- ①生涯現役社会
- ②「地域の力」・「民間の力」が引き出される社会
- ③福祉におけるアジアのモデルとなる社会

※2 「政策転換」(P48)

これまでに経験したことのない超高齢社会の到来に備え、限りある資源を最大限に活用するよう、選択と集中によって市民にとって必要度の高い施策へと転換を図ることであり、本計画の基本となる考え方です。

※3 「3つの方向性」(P55)

- ①自立の促進と支援
- ②地域で生活できる仕組みづくり
- ③安全・安心のための社会環境整備

※4 「推進施策」(P56～P58)

- ①社会参加活動の支援
- ②健康づくり・介護予防
- ③相談体制の充実と自立の支援
- ④差別解消
- ⑤権利擁護
- ⑥地域単位の支え合い
- ⑦地域包括ケアシステムの構築
- ⑧認知症対策
- ⑨障がい特性等に配慮した総合的な支援
- ⑩人材育成
- ⑪公共施設・公共交通機関の整備
- ⑫住環境整備
- ⑬ICT（情報通信技術）の活用等
- ⑭医療体制、健康危機管理体制の充実及び生活環境の向上
- ⑮持続可能な社会保障制度の維持

第3編 各論

- 健康・医療分野、地域分野、高齢者分野、障がい者分野の4部構成とする予定です。それぞれ、各専門分野の法定計画を含むもので、柱立てや記載内容等の詳細は、今後、分科会でご審議いただきます。

※各論の審議経過を反映し、総論に記載している文案は、改めて検討する予定です。

第1部 健康・医療分野

1 基本理念

超高齢化社会を迎えるにあたって、介護が必要な状態になっても住み慣れた家庭や地域で自立した生活を安心して送ることができる社会、及び市民が安全安心に暮らすために必要な医療や衛生環境が充実した社会の形成

2 取り組みの視点（基本目標）

(1) 健康づくりの推進

- ライフステージに応じた健康づくりによる健康寿命の延伸
- 高齢期を迎える前からの科学的根拠に基づいた介護予防や認知症予防の推進
- 気軽に健康づくりに取り組める仕組みづくり

(2) 医療環境の整備

- 地域の医療・介護の関係機関による在宅医療と介護の連携推進
- 良質で安全な医療が提供される体制の整備
- 危険ドラッグなどの薬物乱用を撲滅するための啓発推進

(3) 感染症対策の推進，健康危機管理体制の充実

- 感染症等の正しい知識の普及啓発，発生状況の把握
- 緊急事態と判断される感染症等が発生した場合の被害の最小限化

(4) 安全で快適な暮らしの実現

- 食の安全安心や衛生的な生活環境の確保
- 人と動物がともに健やかに暮らしてゆける社会づくり

第2部 地域分野

1 基本理念

住み慣れた地域の中で、誰もが、地域社会を構成する一員として、自分らしく、日常生活を送ることができるように、住民、関係機関、行政など様々な主体が相互に連携し、支え合う仕組みづくりを進める。

2 取り組みの視点(基本目標)

(1) 市民の福祉意識・人材育成の醸成

- 福祉についての正しい知識や情報を得られるような効果的な情報発信
- 地域における支え合いの担い手として、主体的に参加していくきっかけとなるような学習の確保の促進
- 地域の福祉・生活課題を理解し、具体的な行動や実践に結び付けられる地域リーダーの育成
- 地域で活動するボランティアの発掘・育成
- 地域福祉推進の必要性や重要性についての普及啓発

(2) 地域での助け合い・支え合いの推進

- 福祉に対する意識の高揚
- 互いに支え合うことができるような仕組みづくり
- 要援護者に対する、地域住民による避難支援体制整備
- 隣近所など身近な人たちの支え合いの関係づくり
- 災害時の要援護者の避難支援

(3) 市民を支えるサービスの提供

- サービスの情報提供
- 相談窓口の周知や相談機能の充実や強化
- 良好なサービスの提供
- 判断能力が十分でない人の権利擁護体制の充実
- 企業などとの連携による新たなサービスの創出
- 生活困窮者に対する自立支援

(4) 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

- バリアフリーのまちづくりの推進
- 高齢者や障がいのある人のための住まいの確保の検討

第3部 高齢者分野

1 基本理念

高齢者一人ひとりが、元気なときも、介護や支援が必要になったときも、生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した在宅生活を安心して続けることができる地域社会の形成

2 取り組みの視点（基本目標）

(1) 豊かで自立したシニアライフの実現

- 豊かな経験，知識，能力を活かして社会の中で活躍できる場づくり
- 健康づくり・介護予防の推進

(2) 地域で支えあい，安心して生活できる仕組みづくり

- 医療，介護，保健（予防），生活支援及び住まいの各分野のサービスが適切に切れ目なく提供される仕組みづくり
- 認知症高齢者等やその家族の支援，認知症に関する知識の普及啓発，総合相談機能の充実

(3) 安心・安全な社会環境の整備

- 高齢者の権利擁護の総合的な取り組みの推進
- 「ユニバーサル都市・福岡」の実現

(4) 介護保険制度の適切な運営

- 介護保険事業計画に基づく，介護保険制度の適切な運営